

安心して働ける信州のために

2018 労働行政のあらまし



(上高地：河童橋と穂高連峰)

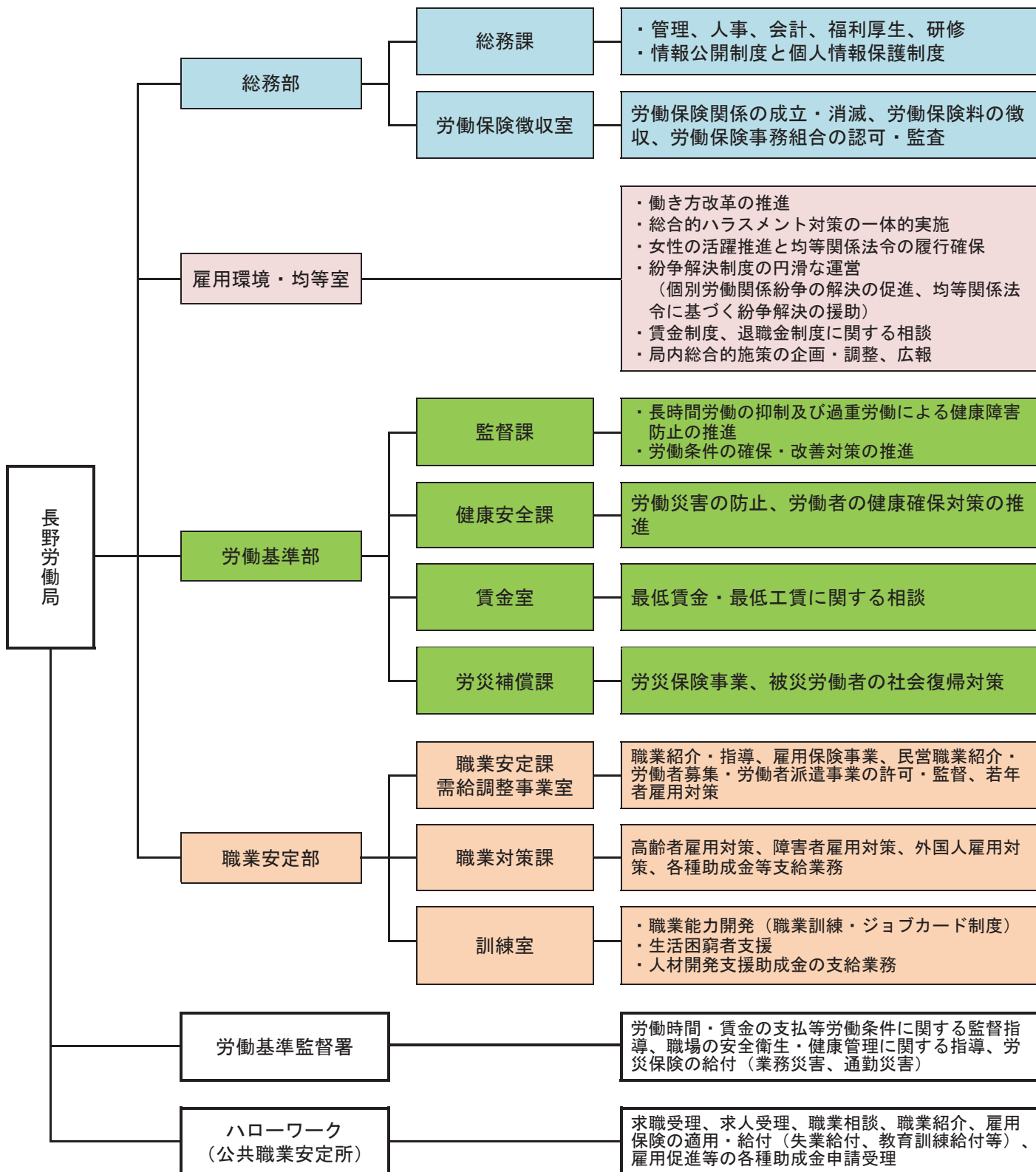


長野労働局の組織と所掌事務	P1	4 職業安定行政の重点施策	P7
1 総合労働行政機関としての機能の発揮	P2	5 その他の重点施策	P9
2 雇用環境・均等行政の重点施策	P3	相談窓口のご案内	P9
3 労働基準行政の重点施策	P5	署・ハローワーク 一覧	P10

長野労働局

長野労働局の組織と所掌事務

長野労働局は、長野県における労働関係行政を総括する国の行政機関（厚生労働省の出先機関）です。長野労働局は、地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、働く意欲を有するすべての人たちが、その意欲や能力を十分に発揮できる就業を実現するとともに、仕事と生活の調和を図り、安全と健康、良質な労働環境など安心して働くことのできる環境整備に努めてまいります。



(平成 30 年 4 月 1 日現在)

1 総合労働行政機関としての機能の発揮

労働局は地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、働く意欲を有する全ての人たちが、その意欲や能力を十分に発揮できる就業を実現するとともに、仕事と生活の調和を図り、安全と健康、良質な労働環境など安心して働くことのできる環境整備に取り組む必要があります。

このため、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくため、限られた行政資源を効果的に活用し、行政間の連携に留意して総合労働行政機関としての機能を最大限に発揮していくこととします。

また、労働施策を地域において効果的に実施するために、地域におけるニーズを地域の視点に立って的確に把握するとともに、長野県、市町村、経済団体、労働団体の関係者と連携し、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」に定める基本理念等に則り、「働き方改革」の実現に向けた取組等を推進します。

「働き方改革実行計画」の推進

平成 29 年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」の中で、日本経済再生に向けて最大のチャレンジは働き方改革であると位置づけられ、その意義は働く人の視点に立ち、労働制度の抜本改革を行うこととされたところです。

この実行計画の中では、時間外労働などの上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃上げと労働生産性の向上などが取り上げられ、取組等が推進されています。

当局においても、「長野労働局働き方改革推進本部」、「長野労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において取組方針等を検討しながら、働きやすい職場環境の整備に向けた働きかけや支援の実施、多様なニーズに応えられる良質な就業機会の確保及び長野県をはじめ県内主要労使団体等と連携した機運醸成活動等に労働局が一体となって取組を推進します。

長野労働局、長野県、経済団体、労働団体が参画して立ち上げた「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」の第 1 回会議が平成 30 年 4 月 19 日に開催され、長野県内の働き方改革を推進し、産業を担う人材の就業促進に向けて取り組んでいくことを確認しました。

<平成 30 年の取組に関する確認> (平成 30 年 1 月 15 日開催の「第 3 回長野県働き方改革・女性活躍推進会議」において確認され、上記会議において新会議への継承を確認)

経済団体及び労働団体は、「働き方改革・女性活躍推進」に関する以下の項目について、各事業所の実施を促進し、国及び県は、各事業所が行う課題解決のための取組を支援します。

【働き方改革】

・労働生産性の向上と職場環境整備の推進 ・長時間労働の抑制 ・年次有給休暇の取得促進 ・テレワーク制度の普及促進

【女性活躍推進】

・女性の学びの支援、継続就業の環境整備の推進
・300 人以下の企業・団体の女性活躍推進法一般事業主行動計画策定の推進
・イクボス・温かボス宣言の取組の普及の促進 ・女性リーダー育成に向けた学びの場づくり

法律に基づく事項の履行確保の推進

男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法などの労働関係法令について、各部署が連携し履行確保、周知啓発を図ります。

労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

企業倒産、雇用調整等については、各部署が連携し、情報収集を行い、啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、失業等給付などの手続等について総合的かつ機動的な対応を図ります。

障害者の労働条件確保・雇用対策の推進

使用者による障害者への虐待事案については、迅速かつ適切に対応するなど、関係行政が連携の下、障害者を雇用する事業主に対する指導等を行います。

派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進

労働関係法令の遵守を徹底させるほか、安全衛生教育や健康管理に関する派遣元・派遣先の連携を徹底させるため、共同した監督の実施など、各部署が緊密に連携した対応を図ります。

外国人労働者対策

外国人労働者の雇用の安定を図るための取組に連携して対応するほか、技能実習生を使用する事業主等に対しては、技能実習法に基づき新設される外国人技能実習機構など関係機関との積極的な連携による対応を図ります。

2 雇用環境・均等行政の重点施策

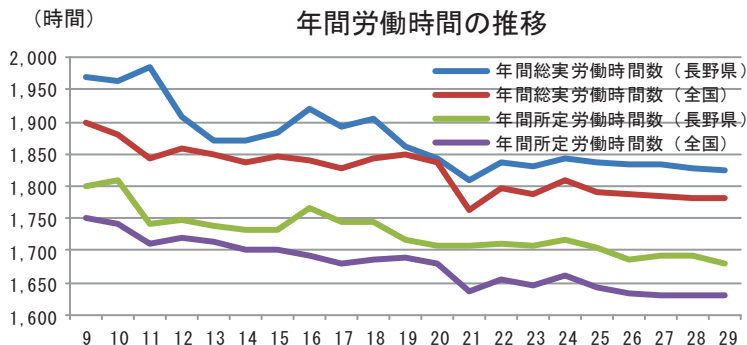
男女ともに働きやすい職場環境を実現するため、「働き方改革及び女性活躍の推進」及び「安心して働くことができる環境整備の推進」を重点として、次の事項について、各種施策を推進していきます。

働き方改革と女性活躍の推進

1 働き方改革の推進

働き方改革の推進には、企業の経営トップの意識改革とリーダーシップが重要であるため、引き続き、企業経営陣への働きかけを行うほか、時季を捉えた周知広報により、年次有給休暇の取得促進を図ります。また、「労働時間等見直しガイドライン」の周知啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを促進します。

特に中小企業、小規模事業者における非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制等への対応に向けて設置される「長野県働き方改革推進支援センター」の周知に積極的に取り組み、事業者等の活用を推進します。



資料：「毎月勤労統計調査」(規模 30 人以上)(大臣官房統計情報部雇用統計課)、長野県分の数値は同結果速報(長野県企画部情報統計課)

(平成 年)

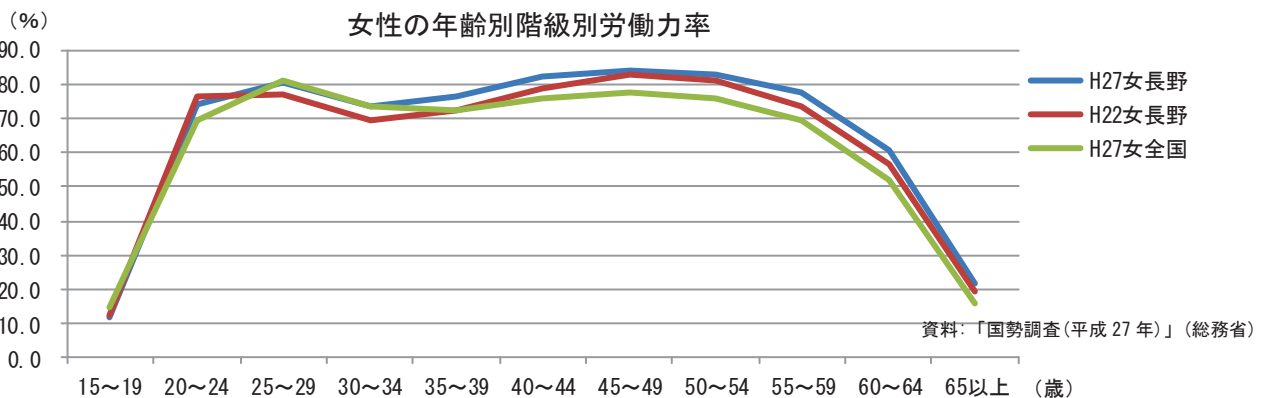
2 雇用形態にかかわらず公平な待遇の確保など非正規雇用の処遇改善

パートタイム労働者については、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換の推進に重点を置き、パートタイム労働法の履行確保を図ります。非正規雇用労働者については、職務分析・職務評価の普及促進、助成金の活用を促しながら、企業における正社員化に向けた取組を支援します。



3 女性の活躍推進等

男女雇用機会均等法及び関係法令の履行を図り、ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援、女性活躍推進法に沿った行動計画の策定取組がなされるよう、法に基づく取組の実効性の確保を図ります。



資料：「国勢調査(平成 27 年)」(総務省)

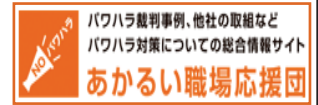
4 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成 29 年 1 月及び 10 月から施行された改正育児・介護休業法の確実な履行確保を図ります。また、仕事と家庭の両立を実現しやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を効果的に推進し、両立支援に取り組む事業主を支援します。あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づく、企業における一般事業主行動計画の策定・届出及び「くるみん」、「プラチナくるみん」認定取得への取組の更なる促進を図ると、次世代育成支援対策を推進します。

1 総合的ハラスメントの対策の一体的実施

事業主に対し、さまざまなハラスメントの相談に一元的に応じることのできる体制を整備し、一体的にハラスメントの未然防止を図るよう促すとともに、相談への迅速な対応を行います。

- (1) 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の推進
「全国ハラスメント撲滅キャラバン」の実施等により、関係法令の周知徹底を図ります。
- (2) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進
- (3) 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
「あかるい職場応援団」等を活用して、職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を図るとともに、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の普及により、労使の具体的な取組の促進を図ります。



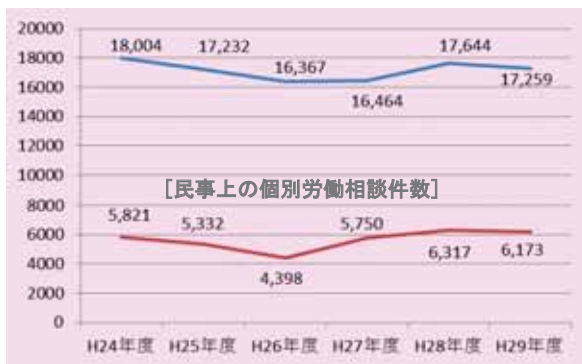
2 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱いへの厳正な対応

労働者からの相談に当たっては、その立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応を進めていくとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

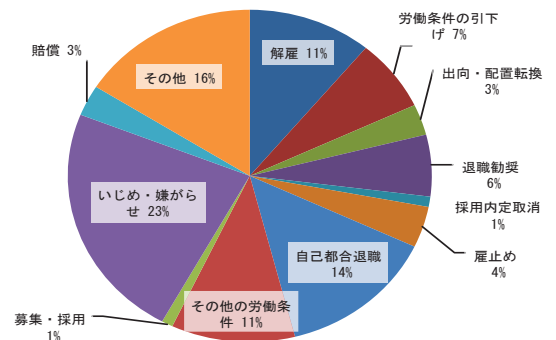
3 個別労働関係紛争の解決の促進

- (1) 相談、助言・指導及びあっせんの適切かつ積極的な実施
あっせんの迅速な処理を図るとともに、参加率の向上を図ります。
- (2) 関係機関・団体との連携強化を図ります。

総合労働相談の状況



民事上の個別労働紛争相談内容 (平成29年度)

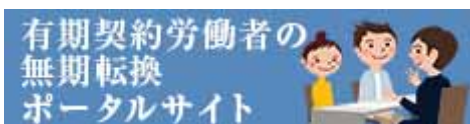


4 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決援助

労働者等からの相談が寄せられた場合には、問題の把握を十分行うとともに、相談者のニーズに応じ、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助又は調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

5 適正な労働条件の整備に向けた周知・啓発等

- (1) 中小企業等への無期転換ルールを普及
労使に無期転換ルールを周知し、使用者に対して無期転換ルールへの対応を強く促すとともに、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の円滑な施行を図ります。
- (2) 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組
4月から7月の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの期間中、大学への出張相談などを実施します。
- (3) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、各種助成金、長野県働き方改革推進支援センターの積極的な周知・活用の促進を図ります。



3 労働基準行政の重点施策

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進のほか、労働条件の確保・改善対策を推進いたします。労働災害防止対策については、平成30年度を初年度とする「長野県における第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という。）」に基づく対策を推進いたします。また、最低賃金制度の適切な運営を図るとともに、労災保険については、被災労働者及び遺族に対して迅速・適正な保険給付を着実に実施します。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進のため、各種情報から長時間にわたる過重な労働が疑われる事業場に対して監督指導を実施します。

また、法定労働条件、とりわけ労働基準法等で定める基本的な労働条件の確立を目指し、非正規労働者を含めたすべての労働者に対する労働条件の明確化、賃金の適正な支払、労働時間管理の適正化、就業規則の整備等を適切に指導するとともに、その履行確保に向けて事業場に対する監督指導等を的確に実施します。そしてその結果、重大悪質な法違反が認められた場合には、司法処分も含め厳正に対処します。

さらに、労働者から寄せられる申告、あるいは労使双方から受ける相談等に対しては、懇切・丁寧に対応します。

加えて、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行うための特別チーム（相談・支援班と調査・指導班）を各監督署に編成するとともに「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、特に中小規模の事業場に対して、きめ細やかな支援等を行い、働き方改革を推進します。

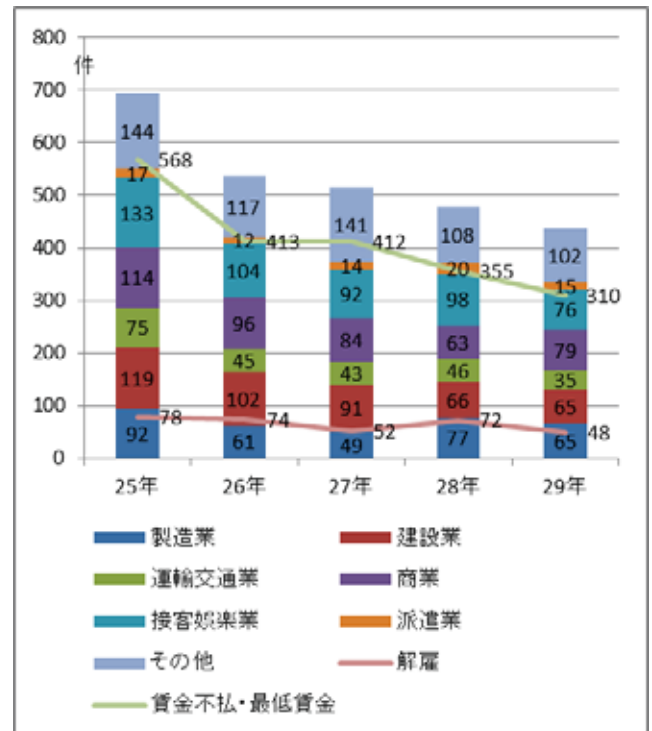
安全と健康の確保対策

13次防に基づき労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりのための各施策を推進します。

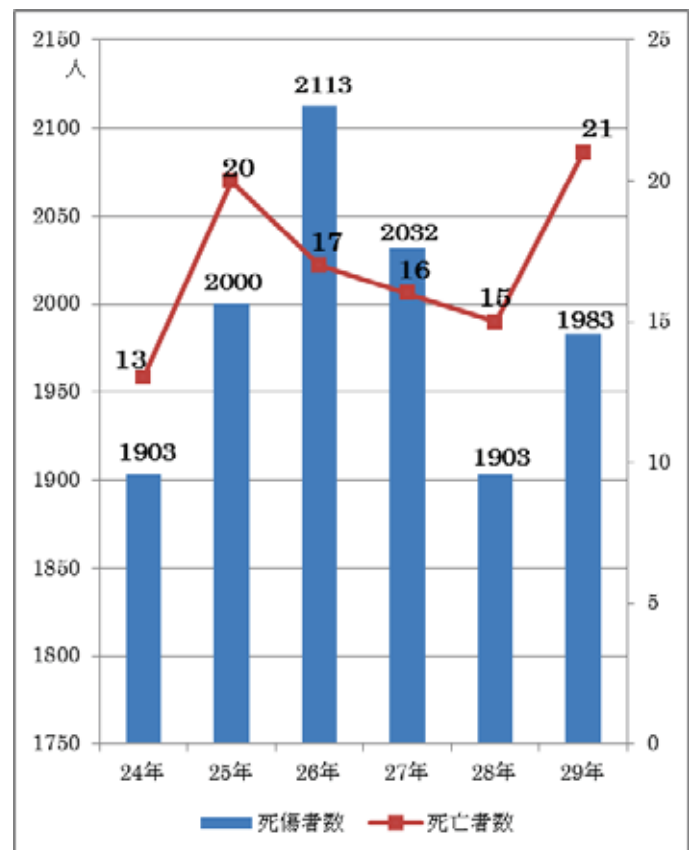
長野県内における平成29年の休業4日以上死傷者数は、1,983人で前年と比べると80人（+4.2%）の増加となり、第12次労働災害防止推進計画の目標であった「平成29年までに、平成24年比で15%以上減少させ、1,617人以下とする。」という目標達成には至りませんでした。

平成30年度を初年度とする13次防は、5年後の最終年度までに死傷者数を平成29年と比較して5%以上減少させ1,883人以下とすることを目標の一つに掲げています。この目標の達成に向け関係団体との連携・協働により効果的な取組を推進します。また、引き続き、全産業に共通して災害が多発している「転倒災害」の防止に取り組み、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進するとともに、信州・危険の「見える化」推進運動の積極的な展開を図るため、好事例の収集や「安全宣言」活動の普及啓発を行います。

業種別等申告処理状況の推移



労働災害による死傷者数（休業4日以上）の推移



最低賃金制度の適切な運営

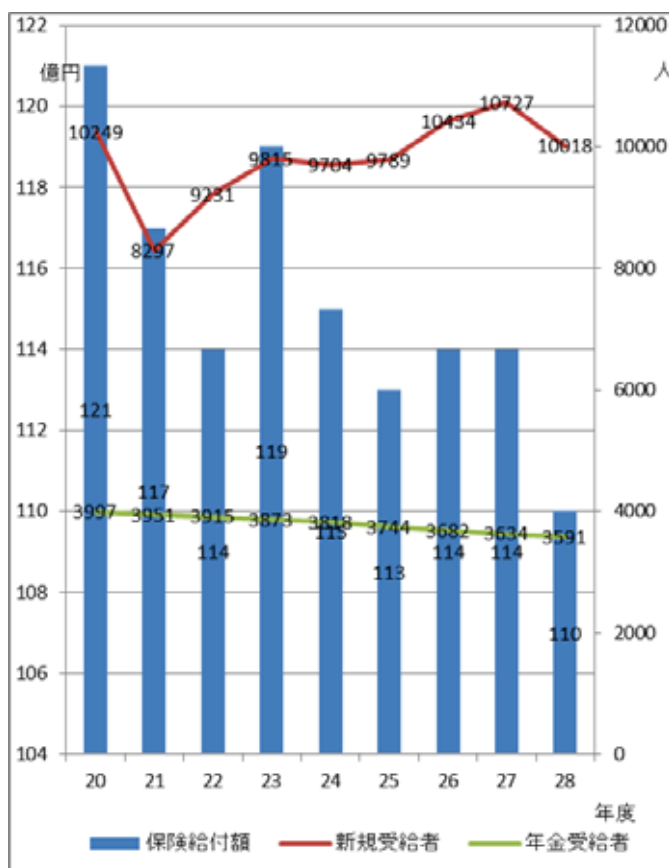
長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」、特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の周知を徹底するとともに、その履行確保を図ります。

種 類	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	795円	平成29年10月1日	
特定（産業別）最低賃金	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	854円	平成29年11月27日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	865円	平成29年11月27日
	各種商品小売業（衣・食・住にわたる各種商品を一括して小売りする事業）	817円	平成29年12月31日
	印刷、製版業	809円	平成29年12月31日

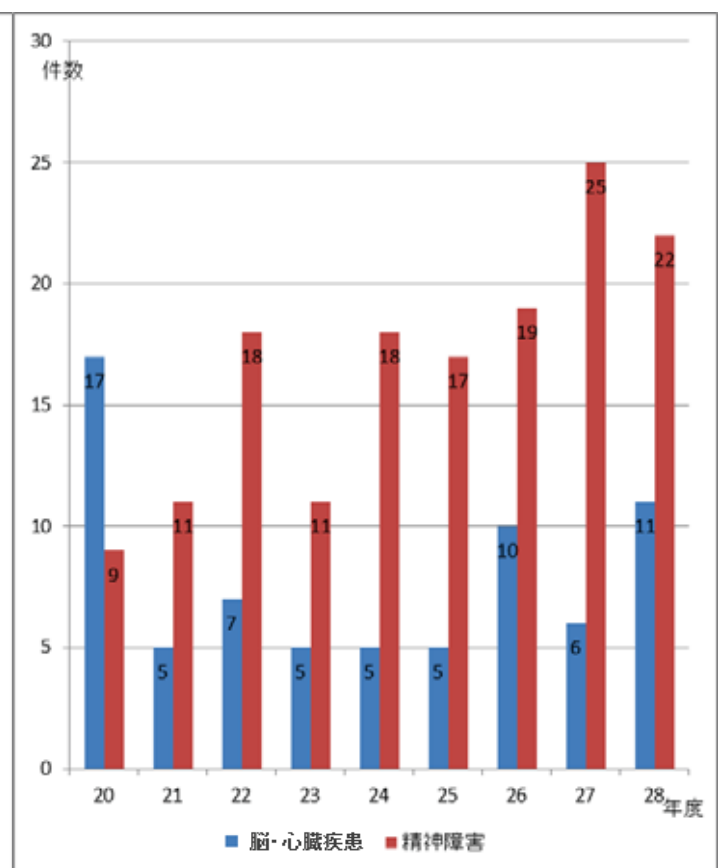
労災補償対策の推進

業務災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及び遺族の援護などの事業を推進します。さらに社会的関心が高い脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償請求については、認定基準等に基づき適正な事務処理を行います。

労災保険給付と受給者の推移



脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償請求



4 職業安定行政の重点施策

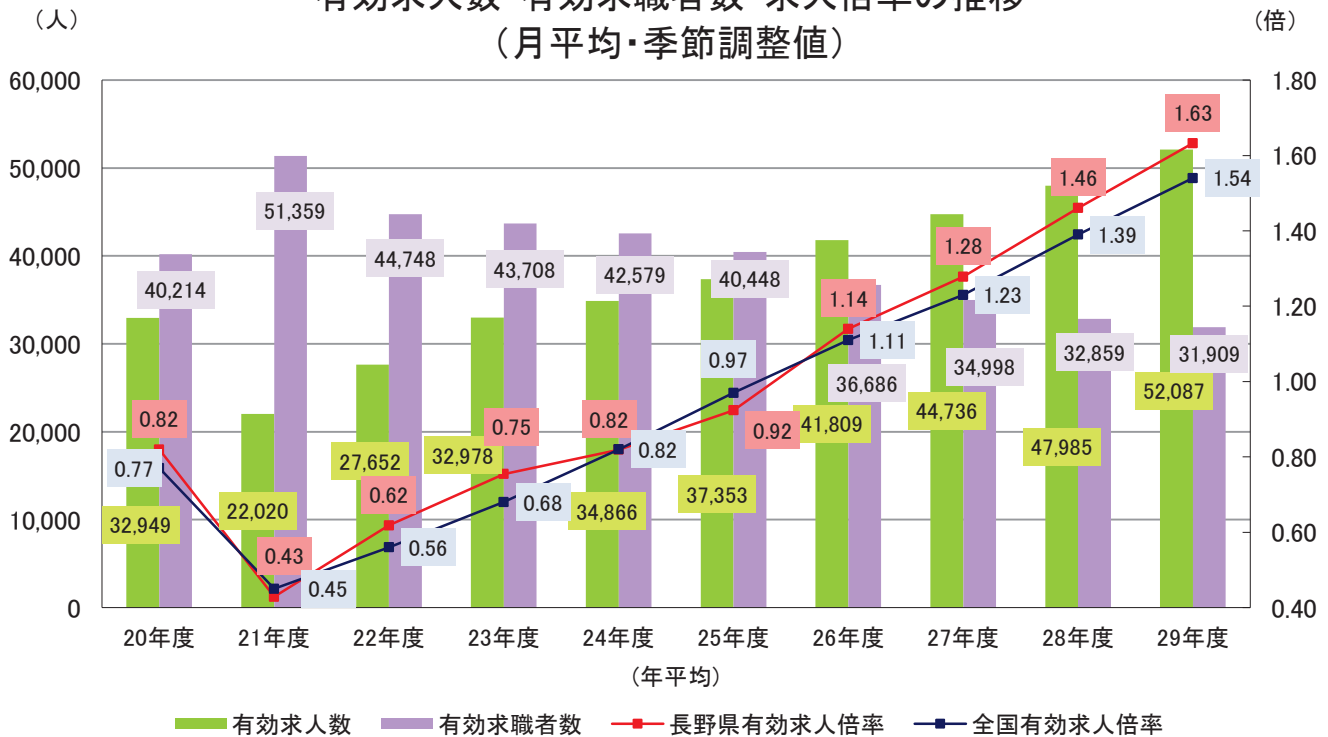
平成 29 年度の長野県の経済は、緩やかな回復が続きました。底固い外需を背景とした輸出の増加に加え、国内需要の回復もあり、生産面は前年を上回る状況が続ぎ、製造業を中心として、受注増に伴う業績の回復につながりました。

雇用情勢については、有効求人倍率（季節調整値）は平成 28 年 5 月以降、1.4 倍台前後から 1.5 倍台で推移していましたが、平成 29 年 7 月以降は 1.6 倍台以上の高水準で推移しました。

県内の人員整理については、発生件数、対象者人数ともに前年並みの水準であり、事業譲渡等により雇用が引き継がれるケースも多いなど、雇用情勢は一層堅調に推移しています。

こうした中、求職者数は減少傾向にあります。企業の労働環境の整備、生産性の向上について支援しながら、人材確保対策、求職者の正社員就職に努めます。関係行政機関との連携を図り、次の事項を重点として各施策を着実に推進していきます。

有効求人数・有効求職者数・求人倍率の推移
(月平均・季節調整値)



ハローワーク機能の強化によるサービスの充実・向上

- 求職者に対する就職支援の更なる強化
 - ・真にハローワークの支援が必要な求職者に対して、予約制・担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施するとともに、相談窓口を利用しない求職者に対する誘導強化や来所勧奨を実施します。
 - ・正社員就職を促進するため、応募書類作成支援、正社員求人を対象としたミニ面接会の積極的開催等に取り組みます。
- 求人者に対する充足支援の更なる強化
 - ・求人担当者制、求人事業所見学会・求人説明会等の積極的開催等、充足に向けた取組を強化します。
 - ・求人部門と職業紹介部門の連携強化、職業紹介部門の事業所訪問等により求人企業ニーズを把握し、精度の高いマッチングを実施します。
- 求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応
 - ・求人票の記載内容と実態が異なる旨の申し出が求職者等からあった場合は、迅速に対応し、必要に応じ事業主に是正指導を実施します。また、改正職業安定法に関し、求人者・求職者に周知し、労働条件明示義務を徹底します。
- 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進
 - ・労働局と長野県がより密接に連携・協力して求職者の雇用の促進及び企業の人材確保を推進します。
 - ・長野県移住・交流センターにおいて、職業相談、移住相談及び職業紹介業務等を一体的に実施します。
 - ・ハローワーク職員による巡回相談、長野市との協定に基づき市役所内に設置した「ジョブ縁ながの」の活用などにより、ハローワークと地方公共団体が一体となって生活保護受給者等の生活困窮者の就労の自立を促進します。
 - ・「ふるさとハローワーク」を市（塩尻市、安曇野市、駒ヶ根市、千曲市、中野市、茅野市）とハローワークが地域のニーズに即して、共同で運営します。
- 公的職業訓練を活用した就職支援
 - ・職業訓練の必要者が訓練受講により就職可能性を高められるように、周知・誘導及び受講勧奨を積極的に実施します。
 - ・公的職業訓練受講者に対し、ハローワークと訓練実施機関等が連携して就職支援を実施します。

労働環境の整備・生産性の向上・人材育成・正社員化への支援 ～「働き方改革」の推進～

1 生産性向上のための支援

・「生産性要件」が設定されている、人材確保等支援助成金、両立支援等助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、業務改善助成金を活用し、企業の生産性向上の取組を支援します。

2 人材確保対策の推進

・雇用管理改善、生産性向上等に取り組む事業主等を支援する人材確保等支援助成金の周知や活用促進を図るとともに、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進を図ります。
 ・福祉、建設、警備、運輸分野等、雇用吸収力の高い分野について、ハローワーク松本に設置する「人材確保対策コーナー」を中心に就職支援・充足支援を実施するとともに、業界団体と連携して人材確保を図ります。
 ・建設、保育、介護等の人材不足分野での離職者を対象とした職業訓練（ハロートレーニング）の実施により人材確保を図ります。

3 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

・キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース、健康診断コース、賃金規定等共通化コース）を活用して、非正規労働者の企業内の正社員化、人材育成、処遇改善を支援します。
 ・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）を活用し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。
 ・短期・集中セミナー、特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）を活用して、「就職水河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等の正社員就職を図ります。

女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の強化

・ハローワーク長野・松本・上田・飯田のマザーズコーナーにおいて担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施します。
 ・母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した就職支援を実施します。

2 若者の活躍促進

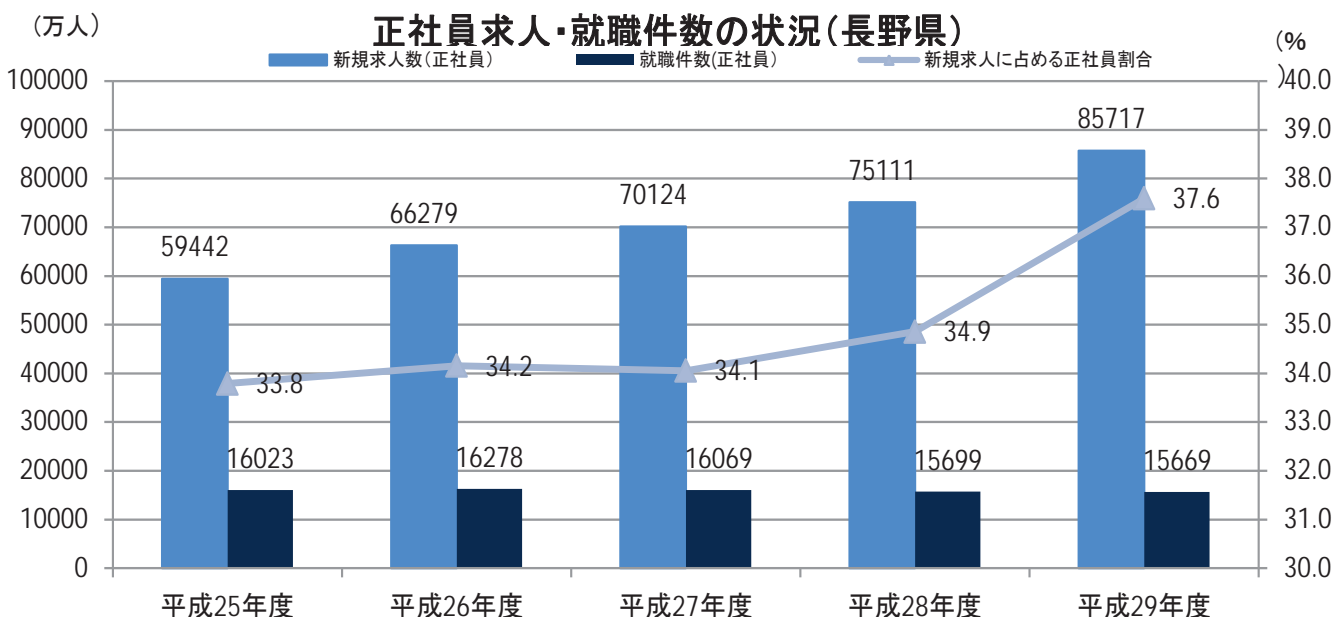
・「若者応援宣言ふるさと企業」「ユースエール認定制度」等により、新卒者をはじめとする若者に対する積極的な情報発信や重点的なマッチングの取組を行います。
 ・フリーター等について、1人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施します。

3 障害者の活躍推進

・平成30年4月からの精神障害者の雇用義務化、法定雇用率の引上げを確実に施行するため、雇用ゼロ企業数の減少及び法定雇用率達成企業割合向上を実施します。
 ・ハローワークと地域の関係機関連携による求職者向けチーム支援、雇用ゼロ企業を中心とした法定雇用率未達成企業に対する企業向けチーム支援、障害者の就職後の職場定着支援を行います。

4 高齢者の活躍促進

・ハローワーク長野・松本・篠ノ井に設置された生涯現役支援窓口を中心に、65歳以上の再就職支援を重点的に取り組むため、60歳以上専用求人の開拓及びマッチングの強化等機能拡充を実施します。
 ・シルバー人材センターと連携し、高齢者の多様な就業機会の確保、人手不足の緩和を図ります。



5 その他の重点施策

労働保険の未手続事業一掃対策・労働保険料等の適正徴収の推進

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、労働者が安心して安全に働けるための制度で、原則として労働者を一人でも雇っている事業主は、必ず加入しなければなりません。

労働保険未手続事業の的確な把握に努め、労働保険事務組合等を活用して中小零細事業の適用促進を積極的に図るとともに、成立手続きに応じない事業主に対しては、職権行使により成立手続きを行うなど、未手続事業の一掃を推進します。

労働保険制度の周知徹底に努め、費用負担の公正・公平性を確保するため、労働保険料等算定基礎調査の実施や滞納保険料の解消に積極的に取り組み、労働保険料・一般拠出金の適正徴収を図ります。

労災保険適用事業・労働者数の推移

年 度	24	25	26	27
事 業 数	48,995	48,716	49,027	49,225
労 働 者 数	721,175	739,879	734,240	749,773

雇用保険適用事業・被保険者の推移

年 度	24	25	26	27
事 業 数	36,828	36,512	36,716	36,917
被保険者数	542,707	552,519	546,491	557,124

相談窓口のご案内

労働条件に関する相談

労働時間、休日・休暇等の労働条件／解雇／賃金不払い

労働基準監督署 長野労働局監督課

最低賃金・最低工賃に関する相談

労働基準監督署 長野労働局賃金室

賞金制度・退職金制度に関する相談

長野労働局雇用環境・均等室

安全衛生に関する相談

職場の安全衛生管理／労働者の健康管理／安全衛生関係免許等

労働基準監督署 長野労働局健康安全課

労災保険の受給手続きに関する相談

労働基準監督署 長野労働局労災補償課

労働保険料の申告・納付に関する相談

労働基準監督署 長野労働局労働保険徴収室

求人に関する相談

従業員の募集／高齢者や障害者の雇用に関する相談

ハローワーク

雇用保険に関する相談

雇用保険の加入手続き／失業給付／育児休業給付

ハローワーク

労働派遣事業の適正な運営及び派遣就業の確保に関する相談

ハローワーク 長野労働局需給調整事業室

労働に関する総合的な相談

- 職場における男女の均等な待遇／職場におけるハラスメント
母性健康管理／育児・介護休業法／パートタイム労働
- いじめ、いやがらせなど労働に関する様々な問題の相談

長野労働局雇用環境・均等室

総合労働相談コーナー（長野労働局雇用環境・均等室、労働基準監督署内）

障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に関する相談

ハローワーク

外国人労働者の労働条件に関する相談

外国人労働者労働条件相談コーナー（長野労働局監督課内）

外国人労働者の就業に関する相談

外国人雇用サービスコーナー（長野・松本・上田・飯田・伊那・諏訪ハローワーク内）

情報公開に関する相談

長野労働局総務課

働き方・休み方改善／ワークライフバランスに関する相談

長野労働局雇用環境・均等室

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク） 一覧

労働基準監督署（各署に総合労働相談コーナー設置）

署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
長野署	380-8573	長野市中御所 1-2-2-1	026-223-6310	長野市（中野署の管轄区域を除く）、千曲市、上水内郡、埴科郡
松本署	390-0852	松本市大字島立 1696	0263-48-5693	松本市（大町署の管轄区域を除く）、塩尻市、安曇野市のうち明科東川手・中川手・光・七貴・南陸郷、東筑摩郡、木曾郡
岡谷署	394-0004	岡谷市神明町 3-1-4-8	0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田署	386-0025	上田市天神 2-4-70	0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田署	395-0051	飯田市高羽町 6-1-5	0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野署	383-0022	中野市中央 1-2-2-1	0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内・川田・牛島・保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡
小諸署	384-0017	小諸市三和 1-6-2-2	0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那署	396-0015	伊那市中央 5033-2	0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町署	398-0002	大町市大町 2943-5	0261-22-2001	松本市のうち梓川上野、梓川梓、梓川倭、大町市、安曇野市（松本署の管轄区域を除く）、北安曇郡

公共職業安定所（ハローワーク）

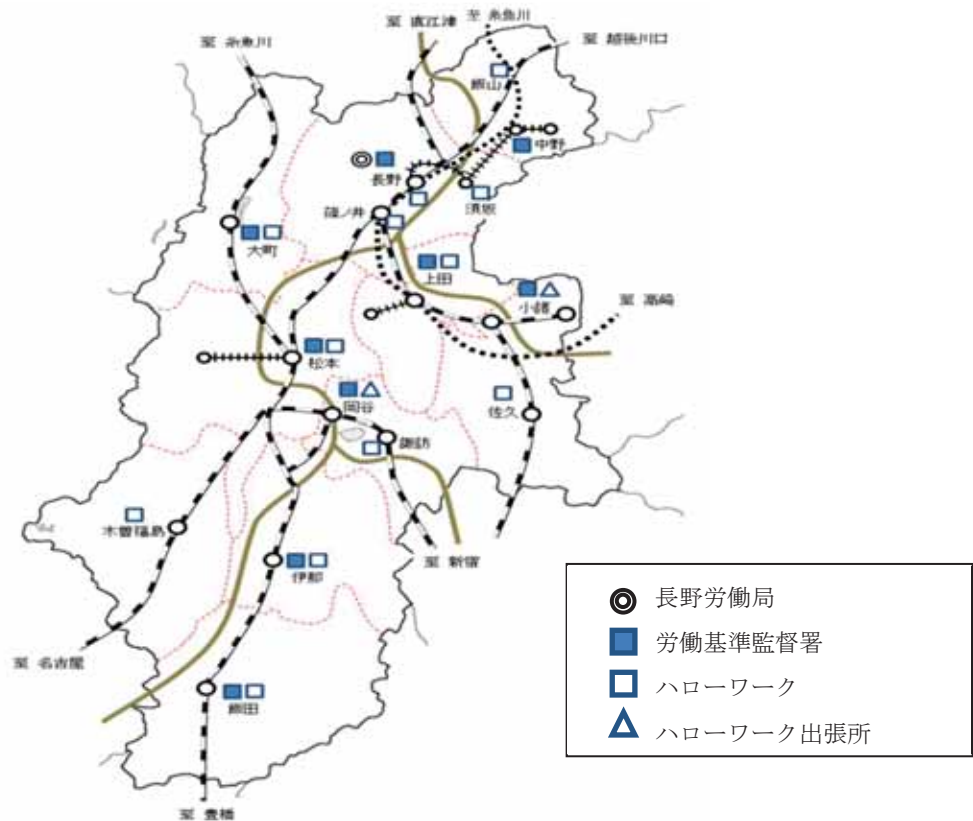
所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
長野所	380-0935	長野市中御所 3-2-3	026-228-1300	長野市（篠ノ井所及び須坂所の管轄区域を除く）、上水内郡
マザーズコーナー長野 学生就職支援室	380-0835	長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	026-228-0333 026-228-0989	
松本所	390-0828	松本市庄内 3-6-2-1	0263-27-0111	松本市、塩尻市（木曾福島所の管轄区域を除く）、安曇野市、東筑摩郡
ヤングハローワーク松本	390-0815	松本市深志 1-4-2-5 松本フコク生命駅前ビル 1F	0263-31-8600	「ジョブカフェ信州に併設」
上田所	386-8609	上田市天神 2-4-70	0268-23-8609	上田市、東御市、小県郡
飯田所	395-8609	飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609	飯田市、下伊那郡
マザーズコーナー	395-0044	飯田市本町 1-1-5 トップヒルズ本町 3F	0265-52-1590	
伊那所	396-8609	伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
篠ノ井所	388-8007	長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609	長野市のうち篠ノ井・松代町・川中島町・青木島町・小島田町・稲里町・真島町・信更町・大岡、千曲市、埴科郡
飯山所	389-2253	飯山市飯山 186-4	0269-62-8609	飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡
木曾福島所	397-8609	木曾郡木曾町福島 5056-1	0264-22-2233	塩尻市のうち麓川・木曾平沢・奈良井、木曾郡
佐久所	385-8609	佐久市原 565-1	0267-62-8609	佐久市、南佐久郡、北佐久郡のうち立科町
小諸出張所	384-8609	小諸市御幸町 2-3-1-8	0267-23-8609	小諸市、北佐久郡（立科町を除く）
大町所	398-0002	大町市大町 2715-4	0261-22-0340	大町市、北安曇郡
須坂所	382-0099	須坂市墨坂 2-2-1-7	026-248-8609	須坂市、長野市のうち若穂綿内・川田・牛島・保科、上高井郡
諏訪所	392-0021	諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609	諏訪市、茅野市、諏訪郡（富士見町、原村）
岡谷出張所	394-0027	岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609	岡谷市、諏訪郡のうち下諏訪町

ふるさとハローワーク（地域職業相談室）

塩尻市	399-0736	塩尻市大門一番町 12番2号	塩尻市市民交流センター 4F	0263-52-5588
安曇野市	399-8205	安曇野市豊科 4960-1	長野県安曇野庁舎 1F	0263-71-1586
駒ヶ根市	399-4112	駒ヶ根市中央 3番5号	駒ヶ根駅前ビルアルパ 3F	0265-81-7177
千曲市	387-0011	千曲市杭瀬下 1-6-6	J A ちくま旧杭瀬下地区センター 1F	026-261-3609
中野市	383-0031	中野市南宮 1番11号	中野市役所南宮庁舎内	0269-23-4710
茅野市	391-0001	茅野市ちの 3502-1	茅野駅前ベルビア 2F	0266-72-2029

長野労働局 所在地・連絡先（〒380-8572 長野市中御所 1-2-2-1）

4階 総務部 雇用環境・均等室	総務課	026-223-0550	026-223-0587
	均等関係	026-227-0125	026-227-0126
	総合労働相談コーナー	026-223-0551	026-227-0126
3階 職業安定部 労働基準部	需給調整事業室	026-223-0560	026-227-0126
	監督課	026-226-0864	026-226-0157
	健康安全課	026-223-0553	026-223-0591
	賞金室	026-223-0554	026-223-0591
	賃金室	026-223-0555	026-223-0591
	労災補償課	026-223-0556	026-223-0591
	労災補償課分室	026-225-1601	026-225-1603
職業安定部	職業安定課	026-226-0865	026-226-0157
	職業対策課	026-226-0866	026-226-0157
	訓練室	026-226-0862	026-226-0157
2階 総務部	労働保険徴収室	026-223-0552	026-223-6751



長野労働局ホームページの URL が変わりました。

長野労働局ホームページ [https:// jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/)